

# 数学教室図書室利用規定

修正 2018.1.1

(開室日・時間)

第1条 図書室の開室日・時間は以下の通りとする

1. 開室日 月曜日～金曜日
2. 開室時間 9:00～12:00、13:00～17:00
3. 閉室 12:00～13:00 は休憩時間により閉室とする。  
土・日曜日、祝祭日、創立記念日、年末年始は閉室とする。
4. 必要に応じて、臨時に閉室、または開室時間を変更することがある。

(入室・閲覧)

第2条 入室・閲覧について、以下の通りとする

1. 数学教室所属者 入室に際しては手続は不要である
  2. 数学教室所属以外の本学構成員 入室に際しては手続きは不要である
  3. その他の利用者 身分証明証を提示の上、所定の利用票に記入し、入室のこと
- \* 土足厳禁。
  - \* 筆記用具以外の室内への持ち込みは禁止のため、コインロッカーを利用のこと。

(貸出)

第3条

1. 数学教室所属者
    - (ア) 教職員 制限なし
    - (イ) 大学院生・研究生・研究員 3か月・10冊
  2. 数理解析専攻 3か月・10冊
  3. これ以外の学内所属者 2週間・5冊
- \* 貸出を行う際には図書館利用証を提示すること。
  - \* いずれの場合も貸出期限の延長は2週間とする。
  - \* 雑誌・全集・辞書などは貸出対象外
  - \* 貸出対象外の資料について、コピーのために一時持ち出しすることは可能。  
一時持ち出しの際には身分証と引き替えとする。

(弁済)

第4条 図書室資料を汚損、破損、若しくは紛失した場合には、代本または相当の代償を求めることがある。

(複写)

第5条 室内の複写機は以下の利用者が利用できる。

1. 数学教室所属者
  2. 京都大学文献複写利用書による学内 ILL での複写利用者
- \* 該当しない利用者は、一時持ち出し手続きを行い、館外で複写を行うものとする。
- \* 状態の良くない図書・雑誌の複写については専門の業者へ依頼する。

(指示・規則の遵守)

第6条 利用者は、図書室の利用にあたっては規則を遵守し、掛員の指示があればそれに従うこと。また以下に挙げる内容について守らなければならない。違反した者に対しては、図書室の利用を停止することがある。

1. 静粛を保ち、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
2. 飲食をしないこと。ただし、ペットボトル等ふたが閉まる容器の飲料は可とする。
3. 閲覧室内で通話をしないこと。
4. 図書・雑誌等資料の配列を乱さないこと。
5. パソコンの利用は、ネットワーク利用上のルールとマナーを守り、学習・学術研究を目的とする。

附則

本規定は平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

附則

本規定は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。